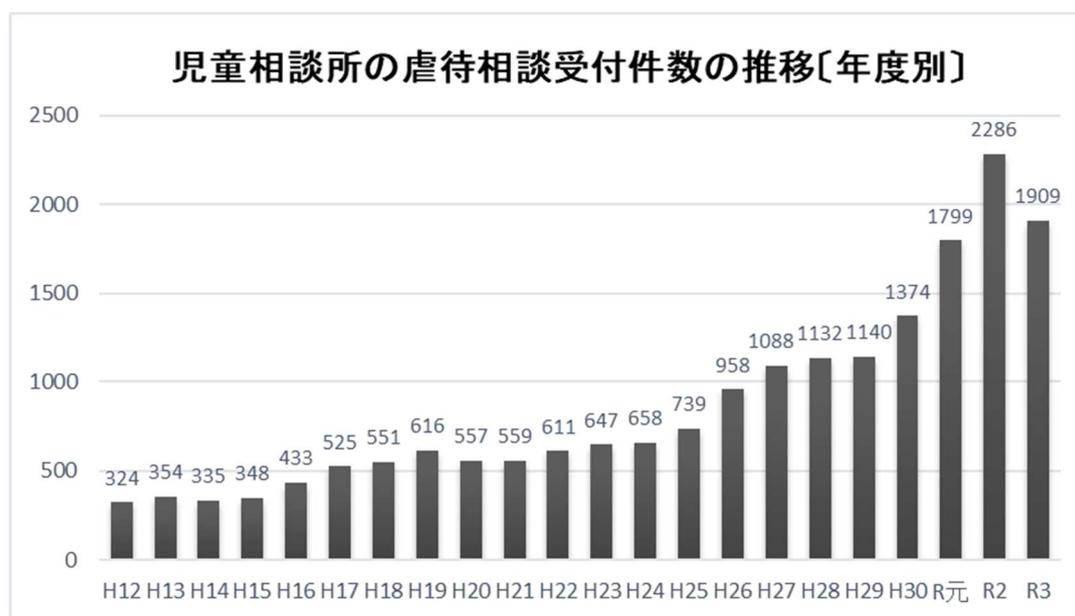


令和3年度 児童虐待相談の状況について

令和3年度において、県内3カ所の児童相談所（中央・西部・東部）に寄せられた、児童相談・虐待相談は次のとおりです。

	R3	R2	対前年比
児童相談所の全相談件数	12,063件	10,901件	110.7%
うち虐待相談	1,909件	2,286件	83.5%



<令和3年度虐待相談受付件数の状況>

- ・昨年度と比較して377件の減少（▲16.5%）。減少は平成20年度以来13年ぶり。
- ・一昨年度と比較すると110件の増加（+6.1%）。

■ 虐待相談の内訳（推移）

<種 別：心理的虐待が最多で全体の 62.4%>

	心理的	身体的	ネグレクト	性的	計
R3	1,192	414	273	30	1,909
R2	1,382	539	330	35	2,286
R元	1,020	461	274	44	1,799

◇身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせる等

◇心理的虐待

言葉による脅し、子どもの前での配偶者等に対する暴力や暴言等

◇ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする等

◇性的虐待 性的行為の強要等

<主な虐待者：実母が最多で全体の 44.5%>

	実母	実父	実父以外父	実母以外母	その他	計
R3	850	795	158	12	94	1,909
R2	1,058	889	216	21	102	2,286
R元	826	747	155	5	66	1,799

<年齢別：小学生が最多で全体の 33.2%>

	小学生	3歳～未就学	0～2歳	中学生	高校生・他	計
R3	633	506	392	265	113	1,909
R2	801	594	474	277	140	2,286
R元	575	484	395	225	120	1,799

<経路別：警察等が最多で全体の 33.8%>

	警察等	近隣知人	学校等	市町村	家族	医療機関等	児童福祉施設等	児童本人	その他	計
R3	646	390	249	147	102	50	27	32	266	1,909
R2	809	453	278	199	143	63	28	24	289	2,286
R元	666	276	259	157	97	55	46	18	225	1,799

■ 県の取組（令和4年度）

○児童虐待防止条例（R3.4.1施行）の推進

- ・様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、県一体となった児童虐待防止の取組強化を図る。

<本条例の特色（独自規定）、主な取組>

- ① 親権等の濫用禁止 保護者支援プログラムの普及促進、子どもの権利擁護に関する研修実施
- ② 早期対応 子どもの安全確認を原則24時間以内に実施（国指針は48時間以内）
- ③ 社会の変化への対応 各児相におけるニューノーマル対応のための機器整備、SNS活用
- ④ 子どもの死因究明 CDR（Child Death Review）モデル事業を実施（R2から継続）

○児童相談所の体制強化

- ・児童福祉司 3児童相談所に家庭支援第二係を新設し、児童福祉司を計13人増員
- ・児童心理司 西部児童相談所及び東部児童相談所に1人ずつ、計2人増員